夜間定時制高校の学級定数の引き下げを行うなど、教職員の負担軽減に関する項目

定時制の課程の学級編制については、平成10年度から実施した総合募集に係わって、新たな学級編制基準を策定し、公表している。

また、平成26年度については、学級編制基準を維持しつつ、各校の状況を踏まえ、学級編制を行いった。今後も、平成26年度と同様に、各校の状況を踏まえた学級編成を行っていく。

途中学級減に伴う教職員の業務負担の増大の防止に関する項目

定時制の課程の学級編制は、平成10年度に公表した「定時制の課程学級編制基準」に基づくこととしているが、平成26年度については、「学級編制基準」を維持しつつ、各学校の状況も踏まえ、学級編制をおこなったところ。

二次選抜の日程を見直しなど、次年度の準備業務の負担軽減に関する項目

平成24年度に公表した「入学者選抜制度の改善に関する検討会議」からの報告を踏まえ、平成25年度入学者選抜において、選抜の日程の繰り上げを行い、二次入学者選抜の日程については、選抜日程の変更による各高等学校の行事予定等への影響に配慮し、これまでどおりの日程としたところ。

平成26年度入学者選抜における二次入学者選抜については、各高等学校の行事予定等に配慮しつつ、日程を１日繰り上げた。平成27年度入学者選抜における二次入学者選抜についても、平成26年度と同じ日程としている。

　学級展開など教職員が直面する困難を緩和する措置に関する項目

定時制の課程の学級編制につきましては、平成10年度から実施した総合募集に係わって、新たな学級編制基準を策定し、原則として本基準に基づき学級編制を行っているところ。

学級定数増に伴う教職員の負担増の防止に関する項目

入学者選抜における募集人員は毎年、11月の教育委員会会議の議決後に公表している。また、これまで３月に再履修者及び留年者対応の学級設置を行ってきた。今後も、学校の状況を踏まえ、留年者対応の学級設置等が行えるよう関係課と協議していく。

実習教員・事務職員・技術職員の増員などの負担軽減策に関する項目

実習教員については、国標準を上回る定数を削減するとともに、校務員業務については退職した後を補充しないでアウトソーシングを行うことにより定数を削減していくもの。今後とも、一層適正な定数管理に努める。

府立高等学校については、平成23年度から、授業料無償化による業務軽減に加え、学校事務業務の集約化、受付窓口業務の改善等により、学校事務の運営体制の見直しを行ったもの。

なお、平成26年度からの高校授業料無償化制度の見直しに伴う事務処理体制については、事務の性質等を総合的に勘案し、人材派遣の活用により対応することとしたもの。

長期夜間勤務の特殊性、勤務条件の激変に伴う事情に配慮するなどの異動基準に関する項目

教職員人事においては、「大阪府公立学校教職員人事基本方針」を定め、これに基づき実施しています。今後とも各学校の実情に応じて教職員の適正な配置を図り、学校に清新の気風を醸成するとともに、教職員の経験を豊かにし、資質の向上を図るため、校長の具申を基に、計画的に進めていく。

なお、人事異動を進めるにあたっては、各学校の円滑な運営体制を確保するという観点を十分に踏まえ、人事に関する調書、校長からのヒアリング等を通じ、本人の通勤事情等についても把握した上で、適切に行っていきたい。

教育公務員特例法で明示されている研修権に関する項目

教員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならないことから、研修は大いに奨励されるべき。教育公務員特例法第２２条第２項に基づく勤務場所を離れて行う研修については、勤務時間中に職務に専念する義務を免除され、有給で行われるものであることから、承認研修としてふさわしい内容、意義を有することはもとより、府民から十分理解が得られるよう、適切な運用が行われるべきものと考えている。

また、研修の承認権は校長・准校長にありますが、上記のような趣旨に沿った適切な運用がなされるよう、引き続き、各府立学校長に対して周知・徹底を図っていきたい。

不登校の生徒や経済的・精神的な困難を抱える生徒への指導に関する負担軽減に関する項目

不登校の生徒や高校生活に不安がある生徒に対する教育相談体制の充実に向けて、平成２３年度より「障がいのある生徒の高校生活支援事業」において、臨床心理士の資格を有するスクールカウンセラーを、全ての府立高校に配置しています。

定時制・通信制の課程で学ぶ多様な状況にある生徒に対する支援の充実については、多角的な観点からの支援が必要であると考えている。また、生徒の問題行動等の背景には、心の問題とともに家庭等の厳しい状況もある。今年度から「キャリア教育支援体制整備事業」において就職希望者の多い府立高校３６校に対して就職支援コーディネーターを配置し、うち６校にＳＳＷを配置したところ。各学校に配置しているスクールカウンセラーとの連携を促進する等の取組みの成果については、フォーラムなどの機会を通して共有していく。

養護教諭については、定数事情が依然厳しい状況にある中、各学校の実情や取り組み状況などのヒアリングを行い、いじめや不登校など「心身の健康問題」を抱える生徒が多い学校などに複数配置を行ってきたところであり、今年度は９１校において複数配置を行った。

府の財政状況は極めて厳しい状況にあるが、今後とも、各学校の状況を勘案し、適切な配置に努めていきたい。

定通手当の引き上げや支給対象者の拡大に関する項目

定時制通信教育手当については、平成16年度に皆様と協議のうえ、見直したもの。

また、非常勤講師の報酬に対して、一般職員に支給されている定時制通信教育手当相当額を加算することは困難。

夜間定時制で常態化している深夜10時以降にわたる時間外業務の解消に関する項目

勤務時間の割振り変更については、本年2月に時間外勤務の縮減を進め、教職員の業務負担軽減を図ることを趣旨として、適切且つ柔軟に運用できるように教育長通達の改正を行ったところ。

週休日に勤務した場合の時間単位の振替に関する項目

勤務時間条例において「週休日に特に勤務することを命ずる必要がある場合には、週休日を人事委員会が定める期間内（勤務を命ずる日を起算日とする前４週間・後８週間以内、教育職員は前４週間・後１６週間以内）に他の日へ振り替えることができる。」こととしている。

なお、週休日における勤務時間命令が３時間４５分又は４時間の場合についても、同様に他の日への振り替えを可能としている。

定時制高校の勤務実態・特殊性に配慮することなど自動車通勤認定の基準に関する項目

教職員の自動車通勤については、校内における事故及び交通事故の防止、環境保全の観点等から、従来から自粛を求めるとともに、平成13年11月16日付け「自家用自動車等の使用による通勤認定事務等の適正化について(通知)」により各府立学校長に対し、自動車通勤の認定要件を示している。

また、認定を行う際の具体的内容につきましては、平成19年3月1日に「自家用自動車等の使用による通勤認定事務等の適正化に係る取扱いについて」を改正し、児童生徒指導の支援や育児･介護支援等の観点を踏まえた基準に見直している。